

釜石市立学校における

# 教職員の働き方改革プラン

(2026～2028)

釜石市立学校の教職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

釜石市教育委員会

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、教職員が心身の健康を維持するためにワーク・ライフ・バランスを確保し、やりがいをもって子どもたちの教育に力を尽くせる環境を整え、子どもたち一人ひとりに向き合う時間を少しでも多く確保することであり、そのことで、釜石市の未来を担う大切な子どもたちに、質の高い教育を持続的に提供していくことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものです。

釜石市が目指す教育の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠です。釜石市教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、釜石市の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざしていきます。また、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていきます。

### (2) 本市の現状

ア 県立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則(令和2年岩手県教育委員会規則第9号)が令和2年8月1日から施行されました。このことに伴い、本市でも「釜石市立学校職員の勤務時間等に関する規則」を一部改正し、教職員の時間外在校時間を上限の範囲内とするため、その業務量の適切な管理を行うこと等を内容とする規則が令和2年8月1日に施行され、教職員の時間外在校時間の上限等に関し、以下のとおり定められました。

- ・ 1 箇月について 45 時間
- ・ 1 年について 360 時間

※（「釜石市立学校職員の勤務時間等に関する規則」参照のこと）

イ 本市では、令和5年4月に「釜石市立学校における働き方改革プラン」を策定し、令和7年度までの3年をかけて、令和6年度までに80時間以上の教職員を「ゼロ」に、令和7年度までに45時間以上の教職員を「ゼロ」にすることを目標に、超過勤務の縮減に向けた取組を以下のとおり行ってきました。

- ・ 教育委員会による毎月の教職員の勤務時間の管理及び年3回の家庭への持ち帰り業務時間の把握を行うとともに、時間外在校等時間の多い職員と管理職との面談の機会の設定
- ・ 働き方改革に向けた教育委員会と関係者との意見交換の場の設定及び校内労働安全衛生委員会の開催による教職員同士の働き方改革に向けた協議の場の設定
- ・ 部活動指導員やICT支援員、学校教育支援員や特別教育支援員などの学校教育を支える人材の配置
- ・ 働き方改革の視点を持ちながら、教育活動や各種会議、研修の見直しや精選
- ・ ICTの活用による業務の効率化
- ・ 中学校の部活動の地域連携、地域展開に向けた取組の推進
- ・ 時間外在校等時間の多い教職員に対する産業医による保健指導の実施

ウ こうした取組の結果、これまでの本市における教職員の時間外在校等時間の状況（令和7年度の第3四半期まで）及び取組の成果と課題については以下のとおりでした。

【令和7年度第3四半期の時間外在校等時間の状況】

	月45時間から80時間の割合（月平均）	月80時間以上の割合（月平均）
小学校	20.8%	0.35%
中学校	36.6%	3.0%

## 2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 月80時間以上の割合を「ゼロ」にする。

イ 1ヶ月の時間外在校等時間が45時間から80時間の割合を、令和7年度第3四半期の時間外在校等時間の状況から小中学校それぞれ年5%ずつ減少させる。

ウ 全教職員の1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスに関する目標

ア 年間の年次有給休暇の取得日数を10日以上にする。

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。

（令和7年度の高ストレス者の割合9.5%）

ウ ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下とする。

（令和7年度結果 84）

エ ストレスチェックにおける「働きがい」の質問項目における肯定回答の割合を90%以上にする。

（令和7年度結果 89%）

## 3 計画の期間

令和8年度から令和10年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動

・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

② 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では困難な事案への対応

・保護者に対して、相談窓口（教育相談室）の周知を図るとともに、困難な事案に対しては、教育委員会等が主導となり対応にあたる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

① ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

・教育委員会と連携を図りながら、ICT支援員が中心となって行っていく。

## ②児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行ったうえで、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員間の輪番等による負担軽減を促進する。

## ③校内清掃

- ・校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

## ④部活動

- ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。
- ・部活動指導員の配置拡充等を進める。

## ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ①授業準備

- ・教材・教具の共有とともに、AIを含めたデジタル技術の活用を促進する。

### ②学習評価や成績処理

- ・校務支援システムや自動採点技術等を活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

### ③学校行事の準備・運営

- ・地域コーディネーターの活用、保護者や地域の方々との協働を促進する。

### ④支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、医療もしくは福祉に関する専門人材による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教職員の協働を促進する。
- ・特別支援教育支援員、学校教育支援員等の人材配置について推進する。
- ・教育支援センターの機能強化や教育相談員による効果的な支援を促進する。
- ・市教育委員会担当者と市保健福祉部局、県立特別支援学校等との協働による巡回指導を実施する。

## (2) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。その際、午前授業や5時間授業の日数を増やすことについて検討する。また、特に特別活動における学校行事の時数が多い学校については見直し等を行う。

イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃などの日常活動の時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの公務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を50%にする。【R6結果29.3%】

エ 日々の勤務においては、特別の場合を除き、最終退庁時刻を19時とし、それ以降の時間に業務を行うことがないよう業務管理を行う。

- オ 校内の労働安全衛生委員会等を定期的に開催し、業務改善や勤務環境の改善等について職員間で話し合い等を行い、組織全体として働き方改革の推進に向けた取組が図られるようにする。
- カ 学校運営協議会等を利用し、学校の働き方改革について周知するとともに、学校での必要な支援や地域との協力体制の構築に向けた協議を行う。
- キ 冬季間（12月から3月）における平日の部活動休養日を1日増やすよう努める。
- ク 勤務時間外の留守番電話への切り替えについて積極的に運用する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 次の①から⑤に該当する教職員がいた場合には、医師による保健指導を実施する。
  - ①時間外勤務が月 100 時間以上
  - ②2か月ないし6か月の時間外勤務が1か月あたり 80 時間以上
  - ③時間外勤務が月 80 時間以上 100 時間未満（希望者）
  - ④健康上の不安を有している教職員（希望者）
  - ⑤所属長が保健指導を受けることが適当と判断した教職員（希望者）
- イ 終業から始業までに 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ウ すべての教職員が年次有給休暇について、年 10 日以上を取得を目指す。
- エ 学校における定時退庁日を月 4 回以上設定するよう推進し、夏季休業の期間中に連続する 5 日間の一斉閉庁日の設定を行う。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップ

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、釜石市HPで公表するとともに、定例の教育委員会会議や総合教育会議において報告する。
- (2) 学校業務の支援や児童生徒支援に係る人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導等を実施する。
- (4) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。